令和5年度地域の身近なスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー 第2回 誰もが楽しめるスポーツ施設の官民連携の活用



誰もが安心して気軽に利用できる スポーツ施設 ~ 安全管理の取組 ~

令和6年1月26日

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付



地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりの実現

ハード・ソフト両面から、施設の安全確保を行い、 地域において誰もがスポーツ施設でスポーツをすることができる 環境を整備していくことが求められる。

スポーツ基本法 (平成23年法律第78号)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、**国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする**とともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、**当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安 全の確保を図る**とともに、**障害者等の利便性の向上を図る**よう努めるものとする。

第3期スポーツ基本計画(令和4年3月25日)

- ① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現 (「質」的充実)
- ク 国は、(公財) 日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供や、施設の維持管理・運営に関する人材育成、保険制度の普及を図るとともに、施設の構造体・非構造部材の耐震化等の自然災害へのハード・ソフト両面での対応を行い、施設の安全確保を推進する。

スポーツ施設の安全管理について



● スポーツ施設の安全管理に関する事項

体育館の床板

通知「体育館の床板の剥離による 負傷事故の防止について」

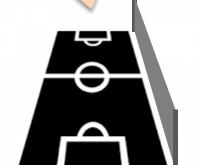


防球ネット

「既存防球ネット点検マニュアル」

水泳等

「プールの安全標準指針」 通知「水泳等の事故防止について」

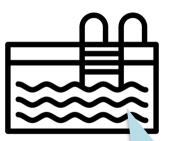


グラウンド

熱中症

通知「熱中症事故の防止について」





プール

運営

消費者事故の場合、通知

通知「消費者事故等の通知について」

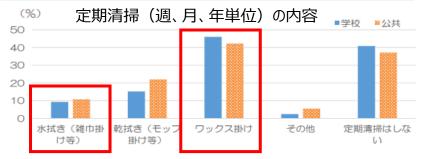
体育館の床板について



スポーツ施設の管理者は、施設に起因する事故について、日頃より十分な情報収集を行うとともに、事故が発生しないよう施設を健全な状況に維持し、危険が予見される場合は一時中止などの適切な対応をとることが必要。 例: プールの排水設備等に起因するもの、体育館のフローリングの劣化等によるもの等

■体育館の床板剥離の原因 不適切な維持管理も事故原因の1つ

- 1. 水拭き及びワックス掛けの実施による床板の 含水率の逸脱
- 2. 日常点検・定期点検の不実施
- 3. 長期的な改修計画の不策定、計画に基づく改修・補 修の不実施



消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書【概要】 -体育館の床板の剥離による負傷事故-(消費者安全調査委員会)



■事故防止のための適切な維持管理5項目

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について(通知)/ 29施施企第2号 平成29年5月29日付け

- 1.適切な清掃の実施(水拭き及びワックス掛けの禁止)
- 2.日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置
 - 点検記録表に基づき実施した記録を保管
 - 不具合があれば写真撮影、位置・箇所数とともに記録保管
 - 速やかな応急処置、補修
- 3.維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定
 - 上記1,2について仕様書に定める
 - 受託者にスポーツ施設管理士資格を有する者がいること等を条件化
- 4.長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施 及び補修・改修記録の保管
 - 個別施設計画等に長期的な改修計画を策定
 - 補修・改修の記録を保管し、新築時に設計者・施工者へ伝達
- 5.施設利用時における注意事項の利用者への周知
 - 利用者の目につく場所に掲示し、注意事項を伝える

※点検記録表、注意事項の掲示事項など具体的な内容は、消費者庁HP掲載の調査報告書を参照ください。【参考】「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 体育館の床板の剥離による負傷事故(平成29年5月29日)」 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report 010/pdf/report 010 171228 0001.pdf

防球ネットの点検について



く経緯>

- 令和3年4月、木製の防球ネット支柱が転倒による、児童の死傷事故が発生
- 防球ネットの安全性を維持していく上で、設計、構造、施工、点検において統一された共通ルールがない
- 防球ネット施工に携わる者は経験値から危険を察知できても、実際に施設を管理運営する管理者には不明点が多い
- 既設防球ネットの管理基準を設定し、防球ネットの部位名称の統一、各部材の役割、基本的構造、点検方法や管理方法を掲載したマニュアルを、一般社団法人日本防球ネット施設業協会が令和5年4月に作成

【マニュアルの内容】

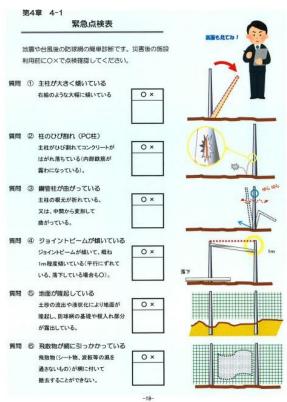
第1章 防球ネットについて

第2章 簡易点検

第3章 防球ネット台帳作成

第4章 緊急点検





水泳等について



■水泳等の事故防止について(通知)

- ▶水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」(平成19年3月文部科学省・国土交通省策定)を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底
- ▶プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底
 - (1) プールの利用期間前に、
 - ✓排(環)水口の蓋の設置の有無を確認
 - ✓ 蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排(環)水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること
 - ✓ 屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること
 - (2) プールを安全に利用できるよう、
 - ✓ 救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行う
 - ✓ 適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること
 - ✓ 監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置
 - ✓ 救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること
 - (3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、
 - ✓ 安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと
 - ✓ 使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと

これら通知等を参考にいただきつつ、細部にわたる規則や ルールは、各地域の実情や条例等に沿って判断・決定いただくことを心掛けていただきます。

水泳等について



学校プールは、老朽化や維持のための負担増によって、各学校において、維持・管理することが難しくなっている。そのため、各地方公共団体の状況に応じて、様々な工夫を行い、水泳機会の創出を行っている。

学校プールの共同利用

- 稼働率を基に必要プールを決定
- 各学校で保有していたプールを集約化し、 **共同利用**









30年間で 4.56億円削減



民営プールの共同利用

- インストラクターの指導による水泳指導の質の向上
- ・ 充実した施設やプール管理の負担軽減

民間委託





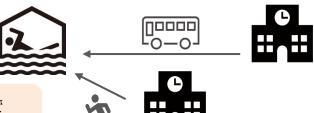


委託により運営費約半分



公営プールの共同利用

- 公営プール (屋内温水) を活用し、水泳授業の時期平準化
- 指定管理の仕様として組み込み実施



40年間で 10億円削減

学校プールを社会体育施設化

学校に併設プールを社会体育施設とし、<u>授業以外の時間帯を</u> 一般開放し、フル活用





学校授業で優先的に利用



社会体育施設 (指定管理) __授業時間以外 一般開放



【参考】学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_sisetuki-000026367_1.pdf

熱中症について



■熱中症事故の防止について(通知)



買境省



気象庁

熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、 国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

※具体的な内容は、弊庁HP掲載の通知をご覧ください。

【参考】スポーツ活動における熱中症事故の防止について(依頼) (令和5年5月12日付)」

https://www.mext.go.jp/sports/b menu/hakusho/nc/jsa 00033.html

- ✓ 熱中症の発生は、梅雨の合間に気温が急に上昇 した日や梅雨明けの蒸し暑い日等、身体が暑さに 慣れていない時期に起こりやすいことも留意
- ✓ 市町村長が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設(公民館、図書館、ショッピングセンター、 社会体育施設等)を「指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター)」として指定可能

事例〇. 指定管理者との協定の例

指定管理者が管理主体となる施設では、自治体と施設の管理運営に関する協定を結んでいる。(世田谷区)



世田谷区立保健医療福祉総合プラザ(世田谷区) 【管理主体】指定管理者(シダックス大新東ヒューマン サービス株式会社)



施設の管理運営に関する基本協定書の例

世田谷区、指定管理者制度運用に係るガイドライン第4版 p.42 https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/012/022/ 001/d00147788_d/fil/shiteikanri4.pdf

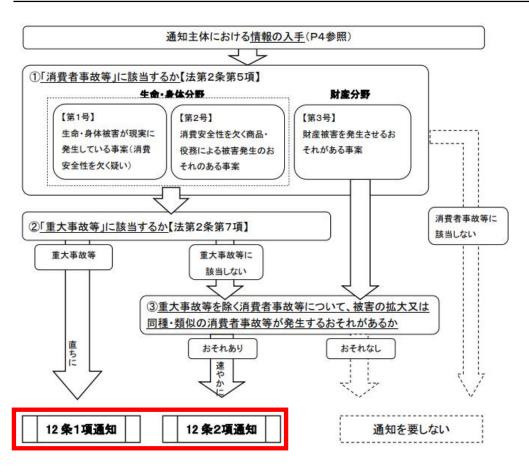
※上記協定は改正気候変動適応法における協定ではなく、世田谷区と指定管理者との施設の管理運営に関する協定の例である。

消費者事故等への対応



● スポーツ庁へ通知すべき消費者事故等

- 重大事故等に該当するもの
- 被害の拡大又は同類・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるもの



- 事故の発生した床板の写真撮影
- 発生位置の記録のほか、
- 床破片の保存
- 負傷者の衣類保存 の協力もお願いいたします。

消費者事故等の報告につきましては、引き続きご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

(出典)消費者庁「消費者事故等の通知の運用マニュアル (令和元年5月7日一部改訂)」

【参考】

「消費者事故等の通知について(依頼)」平成29年6月2日付け消費者庁消費者安全課、消費者庁消費者政策課、文部科学省大臣官房総務課事務連絡 「消費者事故等の通知について」令和4年10月3日付けスポーツ庁参事官(地域振興担当)事務連絡

ご清聴ありがとうございました





スポーツ庁 ホームページ

地域の身近なスポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の推進

トップ > 政策 > スポーツの場づくり > 地域において、誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり > 地域の身近なスポーツ施設の安全管理

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcate top02/list/1386988.htm





スポーツ庁(japansportsagency)



スポーツ庁(@sports_JSA)

【お問い合わせ先】

スポーツ庁 参事官(地域振興担当)付 施設企画係

TEL: 03-5253-4111 (内線3773) / Mail: stiiki@mext.go.jp

お気軽にご連絡いただけると幸いです